

平成 30 年度予算編成方針

我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響など、今後の景気動向には注視が必要である。

一方、歳入の根幹をなす都税収入は、堅調に推移しているものの、平成 30 年度税制改正において、地方消費税における清算基準の不合理的な見直しが強行され、さらに、31 年度税制改正において、地方法人課税における新たな偏在是正措置の動きもあり、都財政への影響の拡大が懸念されるなど、その先行きは予断を許す状況にない。

こうした中、今日の都政は、ライフステージに応じた切れ目のない支援や待機児童の解消など子供を安心して産み育てられる環境の整備、世界に類を見ない速度で進む超高齢社会への対応、災害に強い都市づくりの推進など、直面する課題の解決に向けた施策を戦略的に展開していくことが求められている。

加えて、日本経済のエンジンである東京は、企業活動を活発化させる成長分野の育成・強化等に取り組むとともに、新たな富の創出に向けて世界中から企業を呼び込むほか、経済活動を支える都市機能の強化についても推進する必要がある。

また、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、日進月歩で発展する I C T・I o T 等の最先端技術の活用が進む現下の社会状況を踏まえれば、都政に求められる役割も多様化・高度化しており、都民目線に立った施策を、時機を逸することなく確実に講じていくことが求められる。

同時に、開催まで 2 年余りとなった東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功とレガシーの構築に向けて万全を期すとともに、日本各地との連携や観光振興など、日本全体の持続的成長につながる施策を積極的に展開していかなければならない。

このような状況にあって、都がなすべきことは、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」に掲げる将来像と、その先にある明るい東京の将来「Beyond2020」を見据え、都民ファーストの視点から、実効性の高い施策を構築するとともに、より一層無駄の排除を徹底するなど、不断の改革を進め、施策展開の基盤となる財政対応力を中長期的に堅持していくことである。

このため、全ての事業に設定した終期に基づき、事業評価のマネジメント機能の一層の強化を図るとともに、客観的事実に基づき事業の妥当性等を検証するエビデンス・ベースによる評価を新たに実施するなど、事業評価の更なる深化を図り、一つひとつの施策の効率性や実効性を高めていく。その上で、都債や基金を計画的かつ戦略的に活用し、将来にわたって強固で弾力的な財政基盤

を堅持するとともに、東京が直面する諸課題の解決と成長創出に向けて積極果敢に取り組んでいく。

平成 30 年度予算は、「将来を見据えて財政の健全性を堅持しつつ、東京 2020 大会の成功とその先の未来に向けて、都政に課せられた使命を確実に果たしていく予算」と位置付け、

- 1 「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の 3 つのシティの実現、「新しい東京」の創出を目指し、東京の持つ無限の可能性を引き出す取組を積極的に推進すること
- 2 従来にも増して創意工夫を凝らし、より一層無駄の排除を徹底するなど、ワイズスペンディング（賢い支出）で都民ファーストの視点に立った取組を推進すること
- 3 東京 2020 大会の開催準備に係る取組を着実かつ効果的に推進すること

を基本として、下記により編成することとする。

記

- 1 安全・安心・元気な「セーフ シティ」、誰もがいきいきと生活・活躍できる「ダイバーシティ」、世界に開かれ成長を続ける「スマート シティ」の 3 つのシティに向けた取組など、「新しい東京」の実現に向けた施策に財源を重点的に配分するとともに、東京 2020 大会の開催準備経費を計上する。

「人が生きる、人が輝く東京へ 重点政策方針 2017」に掲げられた戦略の実現に向けた積極的な取組をはじめとした、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」の平成 30 年度事業費については、確実に計上する。

- 2 都の行う全ての事業について、期限を定めることを原則とするとともに、終期を迎える事業については、事業評価を通じた事後検証を徹底するなど、スクラップ・アンド・ビルドの視点から、必要な見直し・再構築を行った上で、所要額を計上する。

経費の計上に当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、これまで以上に創意工夫を凝らすとともに、過去の決算や執行状況を徹底的に分析・検証し、事業の評価や実績を踏まえたものとする。

なお、事業評価については、関係部局と連携した取組や、新たな公会計手法を用いたコスト分析の活用など、これまで進めてきた取組を不断に実施す

るとともに、事後検証を徹底して行うことで、一層の無駄の排除や事業の効率性・実効性の向上につなげていく。併せて、新たに施設の整備・改修や重要資産の購入等について、統計データや技術的指標などの客観的指標（エビデンス・ベース）に基づき、事業の妥当性等を評価するなど、その取組の更なる強化を図る。

- (1) 経常経費のうち、自律的経費の計上については、各局の責任において見直し・再構築を行い、十分に精査する。それ以外の経費についても、前項の趣旨に則った精査を行う。
- (2) 投資的経費については、重点的かつ計画的な事業量確保と事業執行の平準化を図っていく。

施設建設等については、「第二次主要施設 10 か年維持更新計画」における今後の維持更新の考え方にに基づき、事業のあり方、必要性などを検証するとともに、手法やコストなどを改めて十分精査した上で、所要額を計上する。

なお、民間活力の活用を積極的に図ることなどにより、建築・土木コストの適正化に努める。

- 3 「2020改革」の取組に係る事業については、局事業の自律的かつ総合的な見直し、業務の効率化、生産性向上といった視点及び「2020改革」の取組の成果（事業ユニット分析等）を十分に踏まえ、所要額を計上する。
- 4 職員定数については、引き続き効率的な執行体制の整備のため必要な見直しを行うとともに、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」に掲げる重要課題等に的確に対応するため必要な体制・人員を措置する。
- 5 監理団体については、都と共に新たな都政課題や都民ニーズを的確に対応していく責を有していることから、これまで以上に都との連携を強化するとともに、その存在意義を検証し、在り方や事業について不断の見直しを行う。併せて、経営の効率化、自立化の促進及び都と監理団体との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法など必要な見直しを行った上で所要額を計上する。
また、監理団体以外の団体に対する財政支出についても、事業評価の取組などを通じ、内容や方法など必要な見直しを行った上で所要額を計上する。
- 6 区市町村に対しては、地方分権を推進する観点から、役割分担を一層明確化し、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図る視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図る。

- 7 都税については、今後の経済動向等を的確に見通した上で、税制改正による影響等を含め、年間収入見込額を計上する。
- 8 都債については、将来の財政負担と発行余力の確保に配慮して抑制を基調とし、投資的経費等の財源として適切に活用する。
- 9 基金については、3つのシティ実現に向けた施策展開に必要な財政需要への対応を図るとともに、中長期的な政策展開への備えにも配慮しつつ、戦略的な活用を図る。
- 10 国庫支出金については、積極的な確保に努めることとし、国の予算編成の動向を踏まえ、年間内示見込額を計上する。
- 11 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から見直しを行い、都民生活への影響等にも配慮しつつ、所要の改定を行う。
- 12 予算の編成に当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について、関係法令の制定趣旨や事業の目的に鑑み妥当であるか、都民が期待する都政の使命を果たすものとなっているか、想定される事業効果に対し適切な事業構築がなされているかなどを十分に検証した上で、所要額を計上する。
- 13 特別会計（準公営企業会計を含む。）については、一般会計と同一の基調に立って、過去の決算や執行状況、事業効果などを踏まえた評価を行うとともに、会計設立の趣旨などを改めて検証した上で、所要額を計上する。